

消費者事故等調査報告書【概要】

一住宅の窓及びベランダからの子どもの転落事故ー

【消費者安全調査委員会】

1 調査の目的

住宅の窓及びベランダからの子どもの転落事故については、行政機関等から危険性及びその対策の周知啓発が継続的にされている。それにもかかわらず、死亡事故が発生し続けていることから、事故等原因を究明し、生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため、調査を開始することとした。

2 認定した事実

(1) 事故情報

6歳未満の子どもの住宅の窓及びベランダからの転落死亡事故 134 件(1993 年から 2024 年までの 32 年分) の発生状況を調査した。転落箇所別では、窓が 42 件、ベランダが 92 件であった。窓からの転落は 1 歳の事故が最も多く(42 件中 12 件)、次いで 2 歳が 10 件)、ベランダからの転落事故は 3 歳の事故が最も多かった(92 件中 41 件)、次いで 4 歳が 21 件) (図 1)。

なお、事故発生時における保護者の在宅状況は、在宅が 134 件中 65 件、不在(家族の送迎、ごみ出しなど短時間の外出を含む)が 55 件であった(残り 14 件は不明) (図 2)。

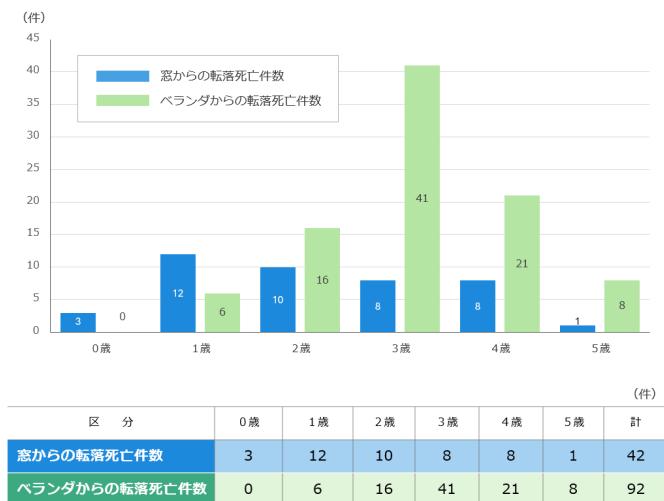


図 1 窓及びベランダからの転落死亡者数

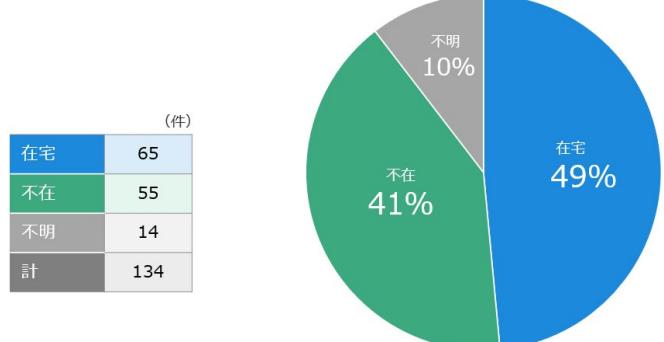


図 2 事故発生時における保護者の在宅状況

(2) 子どもの身体寸法等

子どもは、身長に比して頭部が大きく、重心が高い。住宅の窓及びベランダからの転落に関する数値として、子どもがつま先立ちをして手が届く高さ、頭幅、よじ登る能力等がある。また、危険を理解する判断力の欠如等の行動特性があり、運動機能の発達に応じて様々な事故に遭うおそれも生じる。

(3) 住宅内事故と住環境整備

子どもの不慮の事故の発生場所は住宅内が多いところ（交通事故を除く。）、その整備（住環境整備）方法には住宅の新築・改修工事や製品によるハード面と人的援助等によるソフト面の二つがある。

(4) 住環境に関する設計・整備基準

建築基準法は、住宅について、子どもが居る家庭のみを想定した基準を定めているわけではない。

国土交通省国土技術政策総合研究所『子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン（改訂版）』（2025年3月公表）（以下「ガイドライン」という。）は、子育てに配慮した住宅と居住環境において配慮すべき事項や要求水準（性能・仕様等）等をまとめており、その中で子どもの窓・ベランダからの転落防止に配慮した技術的情報を定めている。

(5) 住環境を整備するための製品

特定非営利活動法人キッズデザイン協議会は、「キッズデザイン賞」を主催し、子どもの安全・安心と健やかな成長発達に役立つ製品・空間・サービス・研究活動等を顕彰している。「子どもたちの安全・安心に貢献するデザイン」部門で受賞した転落防止対策の作品（製品だけではなく、設計等も受賞している。）については、受賞作品検索サイトにおいて、「子どもたちの安全・安心に貢献するデザイン」で絞り込み、キーワードに「転落」と入力して検索することが可能である。

(6) 関係行政機関等による安全対策支援

国土交通省は、子育て支援型共同住宅推進事業として、共同住宅を対象に、事故防止や防犯対策などの子どもの安全・安心に資する住宅の新築・改修の取組、子育て期の親同士の交流機会の創出に資する居住者間のつながりや交流を生み出す取組への支援（費用補助）を実施している。補助対象工事「(1) 子どもの安全確保に資する設備の設置」の「配慮テーマ」に「転落による事故を防止する」があり、「転落による事故を防止する（バルコニー・窓などからの転落防止）」を目的とする取組が費用補助の対象となっている。

関係行政機関等は、保護者等に対し、子どもの窓・ベランダからの転落の危険性及び対策を定期継続的に周知啓発している。その内容は、窓・ベランダから子どもが転落する危険性、対策の必要性、足掛かりとなり得る物を置かないようにする注意喚起等である。

(7) 保護者の意識・行動

消費者庁が実施した『令和4年度第1回消費生活意識調査』（2022年7月公表）では、「乳幼児（6歳まで）の転落事故の対策について知っているものはありますか。また、実践しているものはありますか。」との質問に対して、「窓が大きく開かないよう補助錠を付ける」を知らなかった割合は47.9%、「実践している・していた」は12.4%であった。また、名古屋市が補助錠配布後に実施したアンケート（2024年10月公表）では配布された補助錠を取り付けなかった世帯が34%、その主な理由は「すでに自身で購入して取り付け済みだったため」が22%であった一方、「取り付けると窓の開閉が不便になるため」が22%であった。

(8) 業界団体からのヒアリング結果等

転落防止対策について、業界団体からのヒアリング及び補助錠のサッシ適合性実験でのアンケートにおいては、人命救助及び避難時脱出への影響、高齢者や障害者に不便な住宅となってしまう（窓の高い位置に取り付けた補助錠を車椅子利用者が解錠することは困難等）、窓や窓サッシが破損する等の指摘があった。

3 原因

子どもの窓及びベランダからの転落死亡事故 134 件の発生状況を、子どもの身体能力並びに窓及びベランダの設計・整備基準の各種数値を参考しつつ、窓とベランダに分けて検証した。その結果は、図3のとおりであった。ここから、本件事故の原因是、子どもは窓及びベランダから転落する危険性が高いにもかかわらず、ソフトとハードの両面において子どもの窓及びベランダからの転落を防止するのに十分な住環境整備がされていないことと考えられる。

なお、保護者が在宅か不在かで転落事故の発生状況に有意な差異はみられなかった。仮に在宅していた場合であっても、転落直前の子どもが身を乗り出した段階で気付いたのでは、保護者が子どもの転落を止めることは難しいと考えられる。

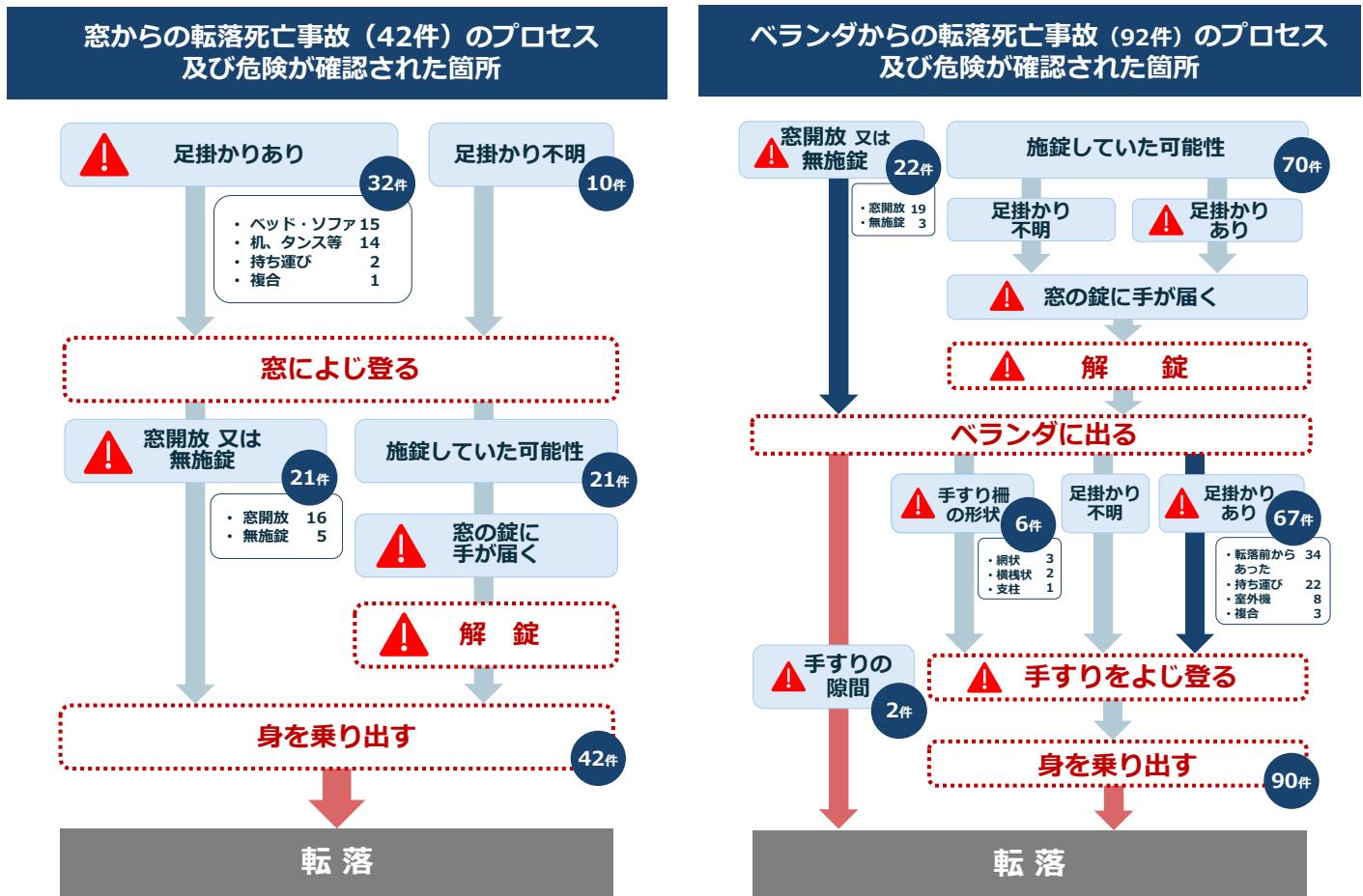


図3 転落死亡事故のプロセス及び危険が確認された箇所

4 再発防止策

(1) 転落防止対策をした住宅の普及

ガイドラインに基づく仕様等となっていた場合、本報告書で検証した事故の全件を防止できた可能性があり、ガイドラインに基づく仕様等が転落事故防止に効果があることを確認できた。

そのため、ガイドラインに基づく住宅を普及することが必要と考える。普及に当たっては、住宅関連事業者（マンション関係団体、設計関係団体、住宅生産関係団体等）へのガイドラインの普及、多くの住宅種別（新築・既存、持ち家・賃貸等）に対応する支援等の施策が講じられることが望ましい。

(2) 転落防止用製品の研究・開発

保護者が住宅や居住環境で重視する点は多様であり、生活圏など様々な事情でガイドラインや推進事業に基づいて転落防止対策がされた住宅に住み替えることが困難な者もいる。そのような者であっても、製品により現在又は今後居住予定の住宅を転落防止対策をした住環境とすることができる。また、ガイドラインは補助錠を子どもの手の届かない位置に取り付けることを定めているものの、その補助錠については、名古屋市による補助錠配布後のアンケートにおいて、無料配布された補助錠を3分の1以上の世帯が取り付けておらず、その主な理由の一つに「取り付けると窓の開閉が不便になるため」があった。また、人命救助活動への支障、子どもが取り外してしまう懸念なども指摘されている。さらに、事務局が実施したアンケートにおいて、転落防止用の製品にデザイン面の工夫、手に取りやすく、室内家具等になじむことを求める声があった。

そのため、各種の問題を解消・軽減し、保護者の要望に応える新たな製品の研究・開発を関係団体に働きかけることが必要と考える。働きかけに当たっては、転落防止のための機構をあらかじめ組み込んだ製品だけではなく、既存の製品に取り付けることのできる製品も開発促進の対象とした上、消防隊の外部からの進入や建物内部からの脱出、子どもの特性に耐え得る十分な構造及び強度、保護者の利便性などに配慮することが求められる。また、意匠性などデザイン面での創意工夫がなされることが望ましい。

(3) 転落に至るプロセス及び転落事故防止方法の周知啓発

転落防止のための設計・整備基準が示され、それに基づく住宅の新築・改修を支援する制度もあり、また、転落防止のための製品もある。さらに、足掛けかりの除去等の周知啓発が行政機関等から定期継続的にされている。しかし、子どもの他の事故の対策と比べ、ハード面での転落事故防止対策は進んでいない。また、本報告書で検証した事故の大半において、窓付近に家具が配置され、ベランダに普段から物品が置かれている状況が確認された。

子どもの窓及びベランダから転落するプロセス及び転落事故防止方法をより多くの保護者等に知ってもらう必要がある。具体的には、子どもの発達段階に応じた住環境整備が必要であるとの周知啓発、乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業（乳幼児健康診査等）を始めとした保護者等に周知啓発するための手段を活用することが望ましい。

5 意見

国土交通大臣への意見

子どもが窓及びベランダから転落する危険への対策をした住宅を普及させるため、住宅を供給する事業者等に対して、ガイドラインの普及、子どもが窓及びベランダから転落する危険への対策をした住宅の新築・改修に対する支援等の施策を講ずること。

経済産業大臣への意見

子どもの窓及びベランダからの転落防止のための製品の研究・開発が進むよう関係団体に働きかけること。

こども家庭庁長官への意見

子どもが窓及びベランダから転落するプロセス及び転落事故防止方法について、保護者等に対する周知啓発の施策を講ずること。

6 おわりに

本報告書では、第1フェーズとして、保護者の「見守り」だけに頼る現状からの脱却を目指し、住まい（ハード面）及び住まい方（ソフト面）の両面にわたる「住環境整備」へと、保護者のみならず、社会全体のマインドセットの変容が進むことを促す方針を探ることとした。また、変容を促す働きかけの一つとして、周知啓発資料を作成した。今後もしも第1フェーズの対応での状況改善を確認できない場合には、子どもを守ることを他に優先する観点から、より実効性が高い内容での第2フェーズ（新たな法令の制定又は既存法令の改正の検討を含む。）に踏み込まなければならないだろう。このような事態とならないよう、調査委員会は、関係各位の行動を期待しつつ、状況の変化を注意深くモニタリングしていくかなければならないと考えている。